

第3節 保険監督者国際機構（IAS）

I 概要

1. 沿革

保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors: I A I S）は、金融市場のグローバリゼーションの進展の下、世界の保険監督者が集い討議する場を創設する機運がN A I C（National Association of Insurance Commissioners：全米保険監督官協会）会合において高まったことを背景に1993年に設立され、第1回総会が1994年に米国（ボルチモア）で開催された。

現在、世界の各国・地域、国際機関から110以上の保険監督当局がメンバーとして参加している（2002年3月現在）。また1999年12月から導入されたオブザーバー制度により、66の保険会社や業界団体、国際機関等がオブザーバーとしてIASの活動に参加している（2002年3月現在）。

2. 目的

活動目的として以下が挙げられる。

- ① 保険監督者間及び他の金融分野の監督機関との協調、連携の強化
- ② 国際保険監督基準の策定
- ③ 加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援

3. 組織（資料22-3-1参照）

IASは年1回、総会を開催している。総会の下には4つの委員会、8つの小委員会、その他複数のタスクフォースと作業部会が設置されている。そのうち、IASの運営に関する意思決定を行う執行委員会、及び監督原則・基準等を策定する専門委員会（日本が副議長）はそれぞれ年4回、定期的に開催されている。事務局は1998年よりバーゼルに設置されている。

4. 我が国の対応

金融監督庁（当時）は1998年10月にメキシコ（カンクーン）で開催された第5回総会において、正式に加盟を承認された。現在、執行委員会と専門委員会以外に、ソルベンシー小委員会、投資小委員会、再保険小委員会、コア・プリンシップ改訂タスクフォース等、複数の小委員会等に金融庁はメンバーとして積極的に参画している。

5. 性格

IASが定めている監督原則、基準、指針は、各国・地域の保険監督制度の実情や経験を踏まえて作成されており、保険監督水準の向上に資するものである。

II 活動状況

1. 概要

2002年にIASは、保険監督上の原則を一つ、指針及び基準それぞれ二つを新たに承認した他、保険監督のコア・プリンシップルの改訂作業に着手している。

2. 新たな監督原則・基準

2002年1月、東京に於いてIAS定例会合及び第8回総会（継続）を開催した。米国同時多発テロ直後に開催された第8回総会（2001年9月、於：ボン）に米国が欠席したため、継続総会を開催することとなり、以下の監督原則等が承認された。

(1) 保険会社の再保険力バーの評価と再保険会社の安全性に関する監督基準

元受保険会社を通じて、再保険を間接的に監督する方法を定めており、主に元受保険会社が、再保険契約の評価や再保険会社の安全性に関する正しい判断をしているかどうかを監督するための基準。

(2) 情報交換に関する監督基準

各国の保険監督当局間、または他の金融セクターの監督当局間で、効率的かつ定期的に情報交換を行うための勧告及びベストプラクティスを示している。国際的に活動する保険会社グループや、金融コングロマリットにとって特に重要な基準となる。

(3) 保険会社の自己資本充実度及びソルベンシーに関する原則

自己資本充実とソルベンシーに関する詳細な基準を開発するための土台となる原則。生保・損保会社のソルベンシーを評価するための14の原則を規定している。

(4) 保険会社のディスクロージャーに関する指針

有益なディスクロージャーを行うための保険会社の義務（ディスクロージャーの質の問題）、透明性を促進するための監督当局の役割、並びに、どのような種類の情報を開示すべきかの勧告を示したもの。保険契約者や市場参加者が、保険会社の財務状況の理解を促進することを意図するもの。

(5) 保険監督者及び保険会社のためのアンチ・マネーロンダリング指針

保険会社を含む金融機関を利用して犯罪マネーの洗浄を行う問題を取り上げ、「顧客が誰かを知る」ことの重要性や警察当局等との協力の必要性を強調するなど、対処のためのベストプラクティスを示している。

3. 主な活動

この他、この一年間のIASの主要な活動として、以下が挙げられる。

(1) 保険監督のコア・プリンシップル等の改訂

2003年10月の完成を目指して「保険コア・プリンシップル」及びこれら監督原則の各国における遵守状況を審査するための評価細目を示した「保険コア・プリンシップル・メソドロジー」の改訂作業を行っている。

(2) 再保険の監督原則策定に向けた取り組み

再保険会社の監督原則の作成を進めている他、再保険会社データベースの構築に向けた作業を進めている。

(3) 保険会社のリスク管理

保険会社の資産運用に関して議論している投資小委員会では、クレジットデリバティブ等を利用した銀行・保険会社間の信用リスク移転についてサーベイを実施し、それを基に論点整理ペーパーの作成を進めている。

(4) 保険の証券化

保険会社が抱えるリスク移転の手法の一つである証券化について議論している証券化サブグループでは、保険の証券化の監督に関する論点整理ペーパーの作成を進めている。

(5) 新興市場国への技術支援

I A I Sは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、新興市場国の保険監督行政及び保険市場等の調査研究や研修プログラム等を実施している。我が国は、これらの活動を支援するためのコンサルタントを雇用する費用をI A I Sに拠出するなどの協力を働いている。

(6) I A I S中期ワークプランの作成

I A I Sで作成する各種の監督基準の設定及び基準実施のあり方について整理した上で、中期の作業計画を策定し、それに基づく事務局の体制や財政問題について検討している。